

## 社会福祉法人パステル 役員及び評議員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人パステル（以下「当法人」という）定款第21条および第8条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

### (報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等（常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。）については、報酬・賞与及び退職手当を支給する。
- (2) 非常勤役員等（非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。）については、報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合に別表3のとおり、費用を弁償する。ただし、交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

2 常勤役員等に対する退職手当は、役員等として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

### (常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 賞与については、別表2に定める額
- (3) 退職手当については、役員退職慰労金規程に定める算式により算出される額
- (4) 通勤手当については、職員給与規程の規定に準ずる額

### (非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表3に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、役員及び評議員等旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人職員と兼務している理事においては、役員等報酬は支給しない。

2 当法人職員と兼務している理事においては、職員給与規程を適応する。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

(1) 報酬については、毎月25日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、給与規定第6条に準じた日とする。

(2) 賞与については、毎年6月及び12月とする。

(3) 退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後3か月以内に支給する。

2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

この規程は、平成10年7月19日から施行し、施行日より適用する。

この規程は、平成15年2月28日に一部改正し、平成15年4月1日より施行する。

この規程は、平成21年1月1日に一部改正し、平成21年1月1日より施行する。

この規程は、平成22年5月15日に一部改正し、平成22年4月1日より施行する。

この規程は、平成29年6月28日（定時評議員会の議決日）から施行する。

別表1（常勤役員等の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	法人所在地 小山市副市長の給料の範囲内で、 理事会が定める額

別表2（常勤役員等の賞与）

役職名	報酬の額
6月の賞与	報酬月額×1か月分以内で理事会が定める額
12月の賞与	報酬月額×1.3か月分以内で理事会が定める額

別表3（非常勤役員等の報酬）

## （1）評議員

	日額
評議員会への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円

## （2）理事

	日額
理事会等会議への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円

## （3）監事

	日額
監事監査等への出席	20,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円